

●香川県告示第306号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成21年6月26日から施行する。

平成21年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前																																		
第1 略 1 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>2,404,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 (3) 略 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							第1 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>2,326,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略 2 略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月1日から9月30日まで)</td> <td>17,500円</td> <td>22,600円</td> <td>33,300円</td> <td>39,900円</td> <td>50,500円</td> <td>5人を超える人数1人につき、<u>7,400円</u>を5人世帯当たりの額に加</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,400円</u> を5人世帯当たりの額に加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月1日から9月30日まで)</td> <td>17,300円</td> <td>22,300円</td> <td>32,800円</td> <td>39,300円</td> <td>49,800円</td> <td>5人を超える人数1人につき、<u>7,300円</u>を5人世帯当たりの額に加</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,300円</u> を5人世帯当たりの額に加
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,400円</u> を5人世帯当たりの額に加																																			
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,300円</u> を5人世帯当たりの額に加																																			

						算した額
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	29,000円	37,500円	52,300円	61,300円	77,000円	5人を超える人数 1人につき、 10,500円 を5人世帯 当たりの額に加 算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の 世帯
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,700円	7,700円	11,600円	14,000円	17,700円	略
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,200円	12,200円	17,100円	20,300円	25,800円	略

(4) 略

4・5 略

6 略

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小

						算した額
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	5人を超える人数 1人につき、 10,400円 を5人世帯 当たりの額に加 算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の 世帯
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	略
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	略

(4) 略

4・5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小

限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 略

7～11 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) 略

13 略

限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。

(3) 略

7～11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

(3) 略

13 略